

令和4年4月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和4年4月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和4年4月7日（木）午後4時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第1号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
 - 5 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
 - 報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第3号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第4号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第5号 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第6号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
 - 報告第7号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱に関する臨時代理の報告について
 - 報告第8号 市川市学校運営協議会委員の解任に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第1号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
 - 2 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
 - 報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について

- 報告第3号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第4号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第5号 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第6号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
- 報告第7号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱に関する臨時代理の報告について
- 報告第8号 市川市学校運営協議会委員の解任に関する臨時代理の報告について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸恵

6 欠席者

委員	広瀬	由紀
----	----	----

7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	奥田	淳
学校教育部学校建設担当参事	佐原	達雄
教育総務課長	町田	茂幸
青少年育成課長	三浦	将之
社会教育課長	澁谷	裕司
西部公民館長	藤田	俊雄
行徳公民館長	鈴木	秀行
南行徳公民館長	藤田	裕弘
中央図書館長	安永	崇
考古博物館長	杉山	元明

義務教育課長
学校環境調整課長
指導課長
就学支援課長
保健体育課長
学校地域連携推進課長
教育センター所長

池田 淳一
小笠原 勝海
富永 香羊子
秀谷 康久
関原 一久
榎本 弘美
大野 孝一

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹
// 副主幹
// 副主幹
// 主 査

須志原 みゆき
三河 崇邦
岩瀬 絢子
新田 伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和4年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案1件、報告8件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、山元幸恵委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第1号「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。議案第1号「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議案の1ページをお願いいたします。本案は、新たに設置された小中一貫校である東国分爽風学園において、2以上の学校について一の学校運営協議会を置いて運用いたしたく、学校運営協議会の設置等に関して本規則の一部を改正する必要があることから、提案をさせていただくものです。主な規則改正といたしまして3点ございます。議案の3ページ、改正後をご覧ください。一つ目は、2以上の学校について一の協議会を置くことができることとすること、二つ目は、この場合の委員の人数は教育委員会が別に定めること、三つ目は、当該対象学校の運営に関する事項等を協議するために対象学校ごとに専門部会を置くものとすること、以上が今回の改正内容となります。最後に、施行期日です。速やかに本規則を施行させる必要があることから、公布の日を施行期日とするものでございます。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明につきまして、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして「報告」に入ります。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の5ページをお願いいたします。職員の任免に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長に委任することができない旨定められております。令和4年4月1日の人事異動にあたり、原案の確定が内示日の直前となったことにより、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。議案の6ページをお願いいたします。令和4年4月1日 課長職（7級）以上の異動表になります。上から順に、定年退職した職員、教育委員会から異動した職員、そして、教育委員会に異動してきた職員及び教育委員会内で異動・昇任のあった職員となります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。他にないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第2号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の7ページをお願いいたします。本報告に係る教育委員会規則の一部改正につきましては、令和4年度の市長部局の組織改正に伴うもので、4月1日に施行させる必要がございます。規則を改正するにあたり、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に、教育長が臨時に代理をいたしましたので、ご報告いたします。改正内容についてご説明いたします。議案9ページの新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。地方自治法第180条の7の規定に基づき教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任し、又は市長の補助機関である職員をして補助執行させるものについて、給与事務を職員課へ移管し、給与課を廃止する市長部局の組織改正に伴い、条文を整備する必要が生じたことから、本規則の一部を改正したものでございます。施行期日は、市長部局の組織改正が行われる令和4年4月1日と同日としたものでございます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。よろしゅうございますね。特にないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に、報告第3号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第3号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の11ページをお願いいたします。本報告に係る教育委員会規則の一部改正につきましては、令和4年度の事務分掌に関して所要の改正を行ったものであり、4月1日に施行させる必要がございました。規則を改正するにあたり、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に、教育長が臨時に代理をいたしましたので、ご報告するものでございます。それでは、改正内容についてご説明いたします。議案の13ページと14ページ、新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。令和4年度から本市のG I G Aスクール構想が本格的に実施されることに伴い、教育センターが教育におけるデジタル化の推進に関する事務の所管となる旨を、事務分掌に追加したものでございます。また、教育センターの事務分掌にある少年センター運営協議会の事務を、実務を担う少年センターの事務所掌とし、少年センターの事務所掌の明確化と併せて整理したものです。施行期日は、本規則が令和4年度の組織に関するものとなりますことから、令和4年4月1日としたものでございます。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないようですので、報告第3号を終了いたします。

次に、報告第4号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第4号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の15ページをお願いいたします。本報告に係る教育委員会規程の一部改正につきましては、令和4年度の事務分掌に関して所要の改正を行うもので、令和4年4月1日に施行させる必要がございました。規程を改正するにあたり、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に、教育長が臨時に代理をいたしましたので、ご報告いたします。改正内容についてご説明いたします。議案の18ページ、新旧対照表をご覧ください。先ほど報告第3号でご説明いたしました但、令和4年度から本市のG I G Aスクール構想が本格的に実施されることに伴い、教育センターが教育におけるデジタル化の推進に関する事務の所管となる旨を、事務分掌に追加いたしました。この組織規則の一部改正に伴い、規程の別表第2第11項、教育センターに関する個別専決事項として教育におけるデジタル化の推進に関する施策の総合調整及び環境整備を追加し、重要なものを教育次長、輕易なものを学校教育部長の専決事項としたものでございます。また、給与事務を職員課へ移管し、給与課を廃止する市長部局の組織改正に伴い市長部局の事務決裁規程が改正されることから、これに合わせて別表第2第1項、教育総務課に関する個別専決事項における給与事務に係る条文の表現について整合を図るための改正も行ったものでございます。施行期日は、令和4年度の組織の事務分掌に関するものとなりますことから、令和4年4

月1日としたものでございます。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないようですので、報告第4号を終了いたします。

次に、報告第5号「市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第5号「市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告」について、ご説明いたします。議案の21ページをお願いいたします。市川市教育委員会公印規則の一部改正につきましては、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。改正の理由でございます。本規則は、市川市教育委員会の公印について必要な事項を定めております。「市川市教育長之印（甲）」及び「市川市教育長職務代理者之印」につきましては、平成12年度に調製されたものであり摩耗が進んでいることから、今回、新たな公印を調製するとともに、公印の規格を整備するほか、所要の改正を行う必要があるため、本規則の一部を改正したものでございます。次に、主な改正の内容です。議案30ページ、新旧対照表をお願いいたします。一点目は、別表のうち「市川市教育長之印」を「市川市教育委員会教育長之印」に、「市川市教育長職務代理者之印」を「市川市教育委員会教育長職務代理者之印」に改めるほか、新たに表彰状及び感謝状に係る公印として「市川市教育委員会教育長之印（丙）」を加えるものでございます。二点目は私印の押印廃止に係ることでございます。第7条第2号の押印のうち、公印を使用する際には管守者及び公印取扱者が公印使用簿に記されている事項について審査し、公印を押印することを認めた際には公印使用簿に承認印を押印するものとしておりましたが、押印を廃止し、確認した旨を記載するものとする改めたものでございます。併せて私印の押印廃止のため、様式第1号公印台帳、様式第3号公印使用簿、様式第5号印影印刷文書受払簿の承認印の欄を確認欄に改めております。最後に、施行期日です。運用は、令和4年度から開始することから、令和4年4月1日を施行期日とするものでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないようですので、報告第5号を終了いたします。

次に、報告第6号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長でございます。報告第6号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。議案の33ページをご覧ください。本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいた

だかなければならないところでございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことから、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に教育長の臨時代理とさせていただき、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、34ページと35ページの通りでございます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないようですので、報告第6号を終了いたします。

次に、報告第7号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

学校安全安心対策担当室長の事務取扱の義務教育課長でございます。報告第7号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の37ページをご覧ください。市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱につきましては、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。続いて、議案の38ページをご覧ください。市川市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱している委員より、辞任の申し出がありましたので、これを承認するものでございます。市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項の規定に基づき、委員2名の解嘱について、解嘱委員一覧のとおり、解嘱いたしました。解嘱日は市職員を退職する令和4年3月31日といたします。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないようですので、報告第7号を終了いたします。

次に、報告第8号「市川市学校運営協議会委員の解任に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。報告第8号「市川市学校運営協議会委員の解任に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の39ページをお願いいたします。北方小学校の学校運営協議会委員につきまして、辞任願いが出されました。ただちに辞任したいという本人の意向があり、4月の定例教育委員会以前に委員の解任を行う必要があったため、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に、令和4年3月16日に教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。報告の説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。特にないようですので、報告第8号を終了いたします。

それでは、本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。教育長にお返しいたします。よろしく願いいたします。

○教育長

かしこまりました。それではこれもちまして、令和4年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時30分閉会)

署 名

教 育 長

委 員

委 員